

徳島県農業法人協会への専門家派遣における取り決め

- (1) 派遣する中小企業診断士数
1 派遣において 1 人
- (2) 業務の内容および特記事項
農業法人の農業経営について事業計画及び補助金・助成金書類等の作成
- (3) 従事すべき期日
令和 4 年 6 月 3 日（金）～令和 5 年 3 月 3 1 日（金）の土日祝祭日並びに年末年始を除く平日で相談者である農業者等が指定する日
- (4) 相談場所
相談者である農業者等の自宅又は、オンライン会議システム ZOOM を使用する
- (5) 相談日程および相談時間
原則として、相談者である農業者等が希望する日の 9 時～17 時の間で相談時間に制限はありません。（話し合いにより 17 時以降でも可能）
- (6) 相談回数
同一の相談者に対する相談回数に制限はありません
- (7) 報酬額等
従事時間(旅行行程・書類作成時間を含む)1 時間当たり 8,000 円の謝金とするが、**0.5 時間単位で計算を行い、0.5 時間未満は切り捨てとする。**また 1 社あたり 3 万円が上限額とし、超える場合は農業者の負担とする
- (8) 選定方法
原則として徳島県農業経営者サポート事業で委嘱されている中小企業診断士が対象であるが、農業者の指定があればこの限りではない
- (9) 連絡方法
事業の実施主体である本協議会事務局から電話もしくは E-MAIL により連絡
- (10) 相談により得られた成果の帰属
個別相談により得られた成果は、相談者である農業者等に帰属
- (11) その他の事項
個別相談に当たっては、原則、徳島県農業法人協会事務局が同行する。